

監査報告書

学校法人 新静岡学園
理事会 御中

平成 28年 5月16日

監事 佐藤博明 ㊟

監事 佐藤護 ㊟

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人新静岡学園寄附行為第7条第2項の規定に基づいて、平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席し理事等の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類、理事会及び評議員会の議事録、財産目録、計算書類等を閲覧し監査を行った。

監査の結果、学校法人新静岡学園の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認める。

以上

監査報告書

学校法人 新静岡学園
評議員会 御中

平成 28年 5月16日

監事 佐藤博明 ㊟

監事 佐藤護 ㊟

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人新静岡学園寄附行為第7条第2項の規定に基づいて、平成27年度(平成 27年4月1日から平成28年3月31日まで)の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席し理事等の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類、理事会及び評議員会の議事録、財産目録、計算書類等を開覧し監査を行った。

監査の結果、学校法人新静岡学園の業務及び財産に関し不正の行為 又は法令若しくは寄附行為に違反する 重大な事実はないことを認める。

以上